

令和6年度

大阪府枚方市各会計予算書

枚 方 市

目 次

議案第83号	令和6年度大阪府枚方市一般会計予算	…	1
議案第84号	令和6年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計予算	…	15
議案第85号	令和6年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計予算	…	19
議案第86号	令和6年度大阪府枚方市財産区特別会計予算	…	22
議案第87号	令和6年度大阪府枚方市介護保険特別会計予算	…	25
議案第88号	令和6年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計予算	…	29
議案第89号	令和6年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	…	33
議案第90号	令和6年度大阪府枚方市水道事業会計予算	…	36
議案第91号	令和6年度大阪府枚方市病院事業会計予算	…	41
議案第92号	令和6年度大阪府枚方市下水道事業会計予算	…	44

令和 6 年度大阪府枚方市一般会計予算

令和 6 年度大阪府枚方市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 155,700,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、18,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（報酬に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年（2024 年）2 月 19 日 提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 市 税		55,765,411
	(1) 市 民 税	24,373,628
	(2) 固定資産税	22,346,527
	(3) 軽自動車税	645,243
	(4) 市たばこ税	2,120,501
	(5) 都市計画税	4,822,002
	(6) 事業所税	1,457,510
2. 地方譲与税		663,451
	(1) 自動車重量譲与税	442,289
	(2) 地方揮発油譲与税	144,002
	(3) 森林環境譲与税	77,160
3. 利子割交付金		51,736
	(1) 利子割交付金	51,736
4. 配当割交付金		478,960
	(1) 配当割交付金	478,960
5. 株式等譲渡所得割交付金		500,432
	(1) 株式等譲渡所得割交付金	500,432
6. 法人事業税交付金		855,390
	(1) 法人事業税交付金	855,390
7. 地方消費税交付金		8,915,085
	(1) 地方消費税交付金	8,915,085
8. ゴルフ場利用税交付金		78,922
	(1) ゴルフ場利用税交付金	78,922
9. 自動車税環境性能割交付金		159,858
	(1) 自動車税環境性能割交付金	159,858
10. 地方特例交付金		2,136,577
	(1) 地方特例交付金	2,121,302
	(2) 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	15,275
11. 地方交付税		15,500,000
	(1) 地方交付税	15,500,000
12. 交通安全対策特別交付金		52,000
	(1) 交通安全対策特別交付金	52,000
13. 分担金及び負担金		509,133
	(1) 分 担 金	5,125
	(2) 負 担 金	504,008
14. 使用料及び手数料		2,302,169

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議 会 費		672,492
	(1) 議 会 費	672,492
2. 総 務 費		12,759,726
	(1) 総務管理費	9,569,690
	(2) 徴 税 費	1,738,415
	(3) 戸籍住民基本台帳費	1,233,625
	(4) 選 挙 費	82,497
	(5) 統計調査費	35,966
	(6) 監査委員費	99,533
3. 民 生 費		79,261,554
	(1) 社会福祉費	33,486,226
	(2) 児童福祉費	31,321,913
	(3) 生活保護費	14,452,615
	(4) 災害救助費	800
4. 衛 生 費		14,785,626
	(1) 保健衛生費	7,452,468
	(2) 清 掃 費	7,333,158
5. 農林水産業費		195,725
	(1) 農 業 費	195,725
6. 商 工 費		349,613
	(1) 商 工 費	349,613
7. 土 木 費		14,804,270
	(1) 土木管理費	367,242
	(2) 道路橋梁費	3,474,875
	(3) 河 川 費	35,024
	(4) 都市計画費	10,919,711
	(5) 住 宅 費	7,418
8. 消 防 費		4,809,695
	(1) 消 防 費	4,809,695
9. 教 育 費		15,703,462
	(1) 教育総務費	4,580,417
	(2) 小学校費	4,268,365
	(3) 中学校費	1,456,263
	(4) 幼稚園費	620,793
	(5) 社会教育費	1,761,232
	(6) 保健体育費	3,016,392

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
防犯カメラ設置事業	令和6年度から 令和11年度まで	201,595
大阪・関西万博への子どもたちの無料招待事業	令和6年度から 令和7年度まで	62,000
ヘルプデスク業務委託	令和6年度から 令和10年度まで	263,942
キャッシュレス決済導入関連業務委託	令和6年度から 令和8年度まで	976
システム標準化・共通化対応経費	令和6年度から 令和11年度まで	1,083,472
端末システム通信費	令和6年度から 令和11年度まで	9,723
磁気テープ等外部分散保管作業委託	令和6年度から 令和7年度まで	24
市・府民税納税通知書等作成委託	令和6年度から 令和7年度まで	22,498
庁舎電話交換機器使用料	令和6年度から 令和12年度まで	48,352
大型シュレッダー設置事業	令和6年度から 令和11年度まで	2,939
幼児療育園跡地活用事業	令和6年度から 令和7年度まで	13,000
枚方市立生涯学習交流センター・ 枚方市立市駅前図書館指定管理料	令和6年度から 令和9年度まで	463,728
総合福祉会館E S C O事業	令和6年度から 令和12年度まで	512,500
保健センター整備事業	令和6年度から 令和7年度まで	176,705
一般ごみ収集業務委託	令和6年度から 令和11年度まで	6,482,155
プラスチック製容器包装類収集委託	令和6年度から 令和11年度まで	1,462,275
粗大ごみ電話予約受付事業	令和6年度から 令和11年度まで	358,310
土地購入経費（京阪本線連続立体交差事業）	令和6年度から 令和8年度まで	20,000
物件補償費（京阪本線連続立体交差事業）	令和6年度から 令和8年度まで	40,000
文化財調査委託（京阪本線連続立体交差事業）	令和6年度から 令和7年度まで	20,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
小中学校教室等空調設備整備事業	令和6年度から 令和24年度まで	9,200,000
学校エレベーター整備事業	令和6年度から 令和7年度まで	71,900
新庁舎整備機能検討支援業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	27,976
枚方市駅北口駅前広場電線共同溝整備事業	令和6年度から 令和7年度まで	5,750
枚方市駅周辺再整備調査設計等事業	令和6年度から 令和7年度まで	20,000
高圧洗浄車購入経費	令和6年度から 令和7年度まで	21,735
御殿山小倉線整備事業	令和6年度から 令和7年度まで	21,000
長尾杉線整備事業	令和6年度から 令和7年度まで	56,700
牧野高槻線及び京都守口線整備事業	令和6年度から 令和7年度まで	300,000
枚方高槻線整備事業	令和6年度から 令和7年度まで	22,000
学校給食管理運営システム運用業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	23,531
図書館ICタグシステム導入事業	令和6年度から 令和8年度まで	81,961
図書予約受け取りロッカー管理運営事業	令和6年度から 令和9年度まで	3,603
庁舎等維持管理委託	令和6年度から 令和11年度まで	375,551
電算システム等保守委託	令和6年度から 令和11年度まで	99,300
電算システム等賃借料	令和6年度から 令和12年度まで	1,067,033
枚方市土地開発公社に依頼する 公共用地等先行取得事業	令和6年度から 令和10年度まで	1,213,332
枚方市土地開発公社の金融機関等からの 借入金に対する債務保証	借入を受けた日から 償還完了日まで	枚方市土地開発公社が金融機関等より借 り入れる資金に対し、4,700,000千円の 範囲内でその債務を保証する。
合	計	(4,700,000) 23,855,566

() 書は、金融機関等に対する債務保証

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	債
				区分
庁舎施設改修事業	73,000	普通貸借又は証券発行	8% 以内	政府資金又は銀行その他資金
生涯学習市民センター設備等改修事業	128,100			
総合文化芸術センター別館施設等改修事業	1,200			
電動車購入事業	19,700			
総合福祉会館設備更新事業	125,200			
公立保育所改修等事業	16,200			
私立保育園施設整備事業	176,600			
枚方公園青少年センター設備等改修事業	69,200			
楽寿荘施設等整備事業	15,900			
市立くずは北デイサービスセンター施設改修事業	2,000			
地域子育て支援拠点施設改修等事業	1,000			
児童育成支援拠点整備事業	400			
広域廃棄物埋立処分場整備事業	9,900			
東部清掃工場基幹的設備改良事業	488,300			
希釈放流センター施設改修事業	92,800			
穂谷川清掃工場管理棟改修事業	23,400			
中宮浄水場更新事業（一般会計出資債）	260,000			
保健所移転準備事業	159,400			
保健センター施設改修事業	39,600			
穂谷川清掃工場設備改修事業	4,200			
東部清掃工場設備改修事業	10,400			
公園施設長寿命化改築等事業	25,500			
京阪本線連続立体交差事業	680,100			

(単位：千円)

還 の 方 法			
償還期限	据置期間	償還の方法	その他
30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還。	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償
				区分
牧野長尾線整備事業	190,500	普通貸借又は証券発行	8% 以内	政府資金又は銀行その他資金
中振交野線整備事業	11,700			
御殿山小倉線整備事業	72,000			
長尾杉線整備事業	414,400			
北山通線整備事業	18,000			
光善寺駅周辺市街地再開発補助事業	199,600			
枚方市駅周辺地区市街地再開発事業	249,000			
枚方市駅前行政サービス再編事業	366,600			
雨水ポンプ場耐震化・改築事業	549,900			
主要道路リフレッシュ整備事業	194,800			
交通バリアフリー道路整備事業	21,600			
自転車通行空間整備事業	12,600			
歩道拡幅事業	2,000			
舗装長寿命化計画事業	195,700			
高田11号線道路拡幅事業	12,000			
公園のあそび場整備事業	4,800			
消防ポンプ自動車購入事業	25,900			
特別史跡百済寺跡再整備事業	54,700			
施設改善維持補修事業	277,600			
給食調理場整備事業	100,100			
禁野小学校整備事業	322,800			
学校空調設備整備事業	826,700			
総合体育館施設等改修事業	103,100			

(単位：千円)

還 の 方 法			
償還期限	据置期間	償還の方法	その他
30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還。	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償
				区分
伊加賀スポーツセンター施設等改修事業	36,700	普通貸借又は証券発行	8% 以内	政府資金又は銀行その他資金
渚市民体育館施設等改修事業	5,800			
学校エレベーター整備事業	17,800			
図書館山田分室改修事業	21,700			
臨時財政対策債	1,800,000			
合 計	8,530,200			

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利

(単位：千円)

還 の 方 法			
償還期限	据置期間	償還の方法	その他
30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還。	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

令和 6 年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計予算

令和 6 年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 40,000,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000 千円と定める。

令和 6 年（2024 年）2 月 19 日 提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 国民健康保険料		7,742,336
	(1) 国民健康保険料	7,742,336
2. 府支出金		27,425,419
	(1) 府補助金	27,425,419
3. 財産収入		100
	(1) 財産運用収入	100
4. 繰入金		3,892,639
	(1) 一般会計繰入金	3,892,639
5. 諸収入		939,506
	(1) 延滞金	33,000
	(2) 雑入	906,506
歳 入 合 計		40,000,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		622,292
	(1) 総務管理費	594,110
	(2) 徴収費	27,070
	(3) 運営協議会費	1,062
	(4) 趣旨普及費	50
2. 保険給付費		26,875,634
	(1) 療養諸費	22,951,696
	(2) 高額療養諸費	3,706,832
	(3) 移送費	300
	(4) 出産育児諸費	125,812
	(5) 葬祭諸費	30,000
	(6) 精神・結核医療給付費	60,894
	(7) 傷病手当金	100
3. 保健事業費		391,623
	(1) 特定健康診査等事業費	350,524
	(2) 保健事業費	41,099
4. 国民健康保険事業費納付金		11,790,718
	(1) 医療給付費分	8,530,438
	(2) 後期高齢者支援金等分	2,448,132
	(3) 介護納付金分	812,148
5. 公債費		2,000
	(1) 公債費	2,000
6. 諸支出金		40,500
	(1) 償還金及び還付加算金	40,500
7. 基金積立金		100
	(1) 基金積立金	100
8. 予備費		277,133
	(1) 予備費	277,133
歳 出 合 計		40,000,000

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
システム標準化・共通化対応経費	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	84,700
合 計		84,700

令和 6 年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計予算

令和 6 年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 98,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、98,000 千円と定める。

令和 6 年（2024 年）2 月 19 日 提出

枚方市長 伏 見 隆

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 使用料及び手数料		97,990
	(1) 使用料	97,990
2. 諸 収 入		10
	(1) 雑 入	10
歳 入	合 計	98,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		49,086
	(1) 総務管理費	49,086
2. 公債費		100
	(1) 公債費	100
3. 予備費		48,814
	(1) 予備費	48,814
歳 出	合 計	98,000

令和 6 年度大阪府枚方市財産区特別会計予算

令和 6 年度大阪府枚方市財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 109,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 (2024 年) 2 月 19 日 提出

枚方市長 伏 見 隆

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 財産収入		46,255
	(1) 財産運用収入	25,555
	(2) 財産売却収入	20,700
2. 繰入金		62,300
	(1) 基金繰入金	62,300
3. 諸収入		445
	(1) 雑入	445
歳 入 合 計		109,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		104,850
	(1) 総務管理費	104,850
2. 繰出金		4,140
	(1) 繰出金	4,140
3. 予備費		10
	(1) 予備費	10
歳 出	合 計	109,000

令和 6 年度大阪府枚方市介護保険特別会計予算

令和 6 年度大阪府枚方市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 38,167,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

令和 6 年（2024 年）2 月 19 日 提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 保 険 料		7,948,203
	(1) 介護保険料	7,948,203
2. 支払基金交付金		10,043,936
	(1) 支払基金交付金	10,043,936
3. 国庫支出金		8,534,341
	(1) 国庫負担金	6,578,832
	(2) 国庫補助金	1,955,509
4. 府支出金		5,172,261
	(1) 府負担金	4,914,552
	(2) 府補助金	257,709
5. 財産収入		2,302
	(1) 財産運用収入	2,302
6. 繰 入 金		6,461,825
	(1) 一般会計繰入金	5,793,856
	(2) 基金繰入金	667,969
7. 諸 収 入		4,132
	(1) 延 滞 金	10
	(2) 雑 入	4,122
歳 入 合 計		38,167,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		685,705
	(1) 総務管理費	456,333
	(2) 徴収費	22,993
	(3) 介護認定費	206,379
2. 保険給付費		35,364,258
	(1) 介護サービス等諸費	32,539,613
	(2) 介護予防サービス等諸費	1,133,047
	(3) 高額介護サービス等費	1,143,648
	(4) 特定入所者介護サービス等費	516,281
	(5) その他諸費	31,669
3. 地域支援事業費		1,978,099
	(1) 介護予防・生活支援サービス事業費	1,743,303
	(2) 一般介護予防事業費	79,932
	(3) 包括的支援事業・任意事業費	154,864
4. 公債費		3,000
	(1) 公債費	3,000
5. 諸支出金		129,567
	(1) 償還金及び還付加算金	12,520
	(2) 繰出金	117,047
6. 基金積立金		2,302
	(1) 基金積立金	2,302
7. 予備費		4,069
	(1) 予備費	4,069
歳 出 合 計		38,167,000

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
システム標準化・共通化対応経費	令和6年度から 令和7年度まで	98,709
電算システム等賃借料	令和6年度から 令和11年度まで	58,483
合 計		157,192

令和 6 年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計予算

令和 6 年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,539,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000千円と定める。

令和 6 年（2024 年）2 月 19 日 提出

枚方市長 伏 見 隆

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 後期高齢者医療保険料		6,911,559
	(1) 後期高齢者医療保険料	6,911,559
2. 繰入金		1,614,808
	(1) 一般会計繰入金	1,614,808
3. 諸収入		12,633
	(1) 延滞金	1,000
	(2) 雑入	11,633
歳 入 合 計		8,539,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		220,809
	(1) 総務管理費	202,931
	(2) 徴収費	17,878
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		8,306,049
	(1) 後期高齢者医療広域連合納付金	8,306,049
3. 公債費		1,000
	(1) 公債費	1,000
4. 諸支出金		10,100
	(1) 償還金及び還付加算金	10,100
5. 予備費		1,042
	(1) 予備費	1,042
歳 出 合 計		8,539,000

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
システム標準化・共通化対応経費	令和6年度から 令和7年度まで	51,736
合 計		51,736

議案第 89 号

令和 6 年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和 6 年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 25,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000 千円と定める。

令和 6 年（2024 年）2 月 19 日 提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 繰入金		1,869
	(1) 一般会計繰入金	1,869
2. 諸収入		23,131
	(1) 貸付金元利収入	22,207
	(2) 雑 入	924
歳 入 合 計		25,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		24,999
	(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	24,999
2. 公 債 費		1
	(1) 公 債 費	1
歳 出	合 計	25,000

令和6年度大阪府枚方市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度大阪府枚方市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 188,697 戸
- (2) 年間総給水量 40,307,298 m³
- (3) 一日平均給水量 110,431 m³
- (4) 建設改良事業
 - 施設改良事業
 - 送配水管整備事業
 - 送配水管更新事業
 - 配水支管更新事業
 - 中宮浄水場更新事業
 - 送配水管更生事業
 - 北中振他配水管整備事業
 - 上野3丁目他配水管更新事業
 - 船橋本町他配水管更新事業
 - 中宮浄水場～春日受水場間送水管更新事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	6,814,288 千円
第1項 営業収益	6,071,292 千円
第2項 営業外収益	742,496 千円
第3項 特別利益	500 千円

支 出

第1款 水道事業費用	6,162,941 千円
第1項 営業費用	5,747,860 千円
第2項 営業外費用	375,862 千円
第3項 特別損失	9,219 千円
第4項 予備費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,030,639千円は、当年度消費税資本的収支調整額491,026千円、建設改良積立金1,005,434千円、当年度損益勘定留保資金2,534,179千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	3,519,150千円
第1項 企業債	3,081,000千円
第2項 工事負担金	178,050千円
第3項 固定資産売却代金	100千円
第4項 他会計出資金	260,000千円

支 出	
第1款 資本的支出	7,549,789千円
第1項 建設改良費	5,633,835千円
第2項 固定負債償還金	1,818,803千円
第3項 固定資産購入費	97,151千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	船橋本町他配水管更新事業	1,373,000	令和6年度	50,000
				令和7年度	303,000
				令和8年度	280,000
				令和9年度	260,000
				令和10年度	440,000
				令和11年度	40,000

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	中宮浄水場～ 春日受水場間 送水管更新事業	5,950,920	令和6年度	10,000
				令和7年度	1,565,790
				令和8年度	1,573,770
				令和9年度	1,306,780
				令和10年度	1,007,680
				令和11年度	157,300
				令和12年度	138,100
				令和13年度	127,300
				令和14年度	64,200

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事項	期間	限度額
電算システム等保守委託 (令和6年度設定分)	令和6年度から 令和10年度まで	10,983
電算システム等賃貸借 (令和6年度設定分)	令和6年度から 令和11年度まで	52,345
電話交換機賃貸借	令和6年度から 令和12年度まで	24,509
水道検針業務、窓口・収納業務等委託 (令和6年度設定分)	令和6年度から 令和11年度まで	824,580
大阪広域水道企業団受水費 (令和6年度設定分)	令和6年度から 令和7年度まで	106,507
水道施設更新事業 (令和6年度設定分)	令和6年度から 令和8年度まで	210,975
配水管移設工事 (令和6年度設定分)	令和6年度から 令和7年度まで	22,000
宿日直業務委託	令和6年度から 令和8年度まで	39,894
車両購入費 (令和6年度設定分)	令和6年度から 令和7年度まで	9,056

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道施設改良事業	302,000	普通貸借 又は 証券発行	8%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。
中宮浄水場更新事業 (PPP・PFI)	1,050,000			
送配水管整備事業	54,000			
送配水管更新事業	596,000			
配水支管更新事業	466,000			
送配水管更生事業	60,000			
北中振他配水管 整備事業	358,000			
上野3丁目他 配水管更新事業	141,000			
船橋本町他 配水管更新事業	45,000			
中宮浄水場～春日 受水場間送水管 更新事業	9,000			

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。
利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職 員 給 与 費	859,442 千円
2. 交 際 費	50 千円

(他会計からの補助金)

第10条 福祉減免に対する補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、106,390千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

令和6年(2024年)2月19日 提出

枚方市長 伏見 隆

令和6年度大阪府枚方市病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和6年度大阪府枚方市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		
一 般 病 床	327	床
感 染 症 病 床	8	床
合 計	335	床
(2) 年 間 患 者 数		
入 院	95,574	人
外 来	187,076	人
(3) 一 日 平 均 患 者 数		
入 院	261.8	人
外 来	769.9	人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業		
医 療 器 具 及 び 備 品 購 入 費	748,390	千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 病 院 事 業 収 益	11,027,508	千円
第 1 項 医 業 収 益	9,583,630	千円
第 2 項 医 業 外 収 益	1,443,868	千円
第 3 項 特 別 利 益	10	千円

支 出

第 1 款 病 院 事 業 費 用	11,499,179	千円
第 1 項 医 業 費 用	11,102,861	千円
第 2 項 医 業 外 費 用	385,318	千円
第 3 項 特 別 損 失	1,000	千円
第 4 項 予 備 費	10,000	千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額524,385千円は、当年度消費税資本的
 収支調整額5,653千円、建設改良積立金200,000千円、過年度損益勘定留保資金318,732
 千円で補てんするものとする。)

収 入

第 1 款	資 本 的 収 入	1,197,406	千円
第 1 項	一 般 会 計 負 担 金	465,633	千円
第 2 項	企 業 債	729,700	千円
第 3 項	補 助 金	2,053	千円
第 4 項	貸 付 金 返 還 金	20	千円

支 出

第 1 款	資 本 的 支 出	1,721,791	千円
第 1 項	建 設 改 良 費	778,525	千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	931,266	千円
第 3 項	貸 付 金	12,000	千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医療情報システム更新アドバイザー業務委託 (令和6年度設定分)	令和6年度から 令和8年度まで	24,703 千円
物品管理・洗浄滅菌等業務委託 (令和6年度設定分)	令和6年度から 令和9年度まで	262,350 千円
代理収納手数料 (令和6年度設定分)	令和6年度から 令和10年度まで	21,000 千円
医療機器保守点検委託(その1) (令和6年度設定分)	令和6年度から 令和11年度まで	9,730 千円
医療情報システムネットワーク運用管理委託 (令和6年度設定分)	令和6年度から 令和11年度まで	154,440 千円
電算システム賃借 (令和6年度設定分)	令和6年度から 令和11年度まで	30,800 千円
合 計		503,023 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
医療機器等整備事業	710,600 千円	普通貸借 又は 証券発行	8%以内	借入先の融資条件による。但し、病院財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還、又は低利に借換えすることができる。
施設改修工事	19,100 千円			

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。
 利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構
 資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)	給	与	費	5,622,717	千円
(2)	交	際	費	300	千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、2,500,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第 11 条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器	3 2 0 列 C T 装 置	一式
医療機器	デジタルX線一般撮影システム	三式
医療機器	内視鏡・超音波画像データ 管 理 シ ス テ ム	一式
医療機器	生 理 検 査 シ ス テ ム	一式
医療機器	眼科用手術顕微鏡及び 動 画 記 録 装 置	一式

令和6年(2024年)2月19日 提出

枚方市長 伏見 隆

令和6年度大阪府枚方市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度大阪府枚方市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 汚水整備人口 383,897 人
- (2) 年間有収水量 38,467,982 m³
- (3) 一日平均有収水量 105,392 m³
- (4) 整備・建設改良事業

汚水公共下水道未普及地区整備事業

汚水改良事業

雨水改良事業

藤阪元町地区雨水管整備事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款下水道事業収益	12,653,097 千円
第1項営業収益	9,380,677 千円
第2項営業外収益	3,237,775 千円
第3項特別利益	34,645 千円

支 出

第1款下水道事業費用	11,914,082 千円
第1項営業費用	10,734,499 千円
第2項営業外費用	1,140,563 千円
第3項特別損失	9,020 千円
第4項予備費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,951,039千円は、当年度消費税資本的収支調整額143,225千円、過年度損益勘定留保資金2,676,575千円、当年度損益勘定留保資金1,131,239千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	4,484,908 千円
第1項 企 業 債	1,858,800 千円
第2項 工 事 負 担 金	1,024,503 千円
第3項 国 府 補 助 金	440,400 千円
第4項 固 定 資 産 売 却 代 金	100 千円
第5項 他 会 計 負 担 金	1,161,105 千円

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	8,435,947 千円
第1項 整 備 事 業 費	355,320 千円
第2項 建 設 改 良 事 業 費	3,575,206 千円
第3項 固 定 負 債 償 還 金	4,232,852 千円
第4項 固 定 資 産 購 入 費	272,569 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良 事業費	藤阪元町地区 雨水管整備事業	913,780	令和6年度	76,780
				令和7年度	212,000
				令和8年度	284,000
				令和9年度	341,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
電算システム等賃貸借 (令和6年度設定分)	令和 6 年度から 令和 11 年度まで	52,345
電算システム等保守委託 (令和6年度設定分)	令和 6 年度から 令和 10 年度まで	10,983
家屋調査業務委託 (令和6年度設定分)	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	1,000
水道検針業務、窓口・収納業務等 委託(令和6年度設定分) (下水道事業会計分)	令和 6 年度から 令和 11 年度まで	816,685
整備工事(連続立体交差事業分) (令和6年度設定分)	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	247,625
設備更新工事等(雨水事業分)	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	945,000
水洗便所等改造資金融資制度に 基づく金融機関に対する債務の 損失補償	融資を受けた日から 償還完了日まで	枚方市下水道条例第24条及び枚 方市水洗便所等改造資金助成規 程第2条に基づく融資に対し、 30,000千円の範囲内でその損失 を補償する。

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道整備事業	1,564,600	普通貸借又は 証券発行	8%以内	借入先の融資条件に よる。ただし、企業 財政その他の都合に より繰上償還又は、 低利に借り換えるこ とができる。
流域下水道事業	261,000			

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。
利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構
資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職 員 給 与 費	993,206 千円
2. 交 際 費	50 千円

(他会計からの補助金)

第10条 汚水事業及び福祉減免等に対する補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、123,026千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

令和6年(2024年)2月19日 提出

枚方市長 伏見 隆

発行年月 令和6年(2024年)2月

発行 枚方市
大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号
TEL 072-841-1221(代表)
072-841-1311(直通)

編集 総合政策部財政課

